教育公報

三重県教育委員会

目 次

告 示

三重県教育委員会告示第4号

三重県教育委員会公印規則 (昭和33年三重県教育委員会規則第19号) 第2条の規定による公印を次のとおり改刻します。

平成22年2月8日

三重県教育委員会

1 公 印 名 三重県立白子高等学校長印

2 寸 法 方23ミリメートル

3 印 影



4 使用範囲 公文書用

5 使用開始日 平成22年2月8日

発 行 津 市 広 明 町 13 番 地 三 重 県 教 育 委 員 会	印 刷 有限会社第一プリント社